

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧
目次（略） 第 1 章～第 5 章(略) 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1～6-5(略) 6-6 <u>軽自動車税</u>の滞納がないことの確認 継続検査に係る自動車検査証の返付は、提示された<u>軽自動車税納税証明書</u>等により<u>軽自動車税</u>の滞納がないことを確認した後でなければ行わないものとする。 6-7～6-9(略) 6-10 継続検査 6-10-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ①～⑥(略) ⑦ <u>軽自動車税納税証明書、軽自動車税（種別割）納税証明書</u>又は納付に係る領収書（税関係機関の確認印をもって代えることができる。） ただし、<u>軽自動車税</u>を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行う場合を除く。 ⑧～⑩(略) 6-10-2(略) 6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付 軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は	目次（略） 第 1 章～第 5 章(略) 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1～6-5(略) 6-6 <u>軽自動車税種別割</u>の滞納がないことの確認 継続検査に係る自動車検査証の返付は、提示された<u>軽自動車税（種別割）納税証明書</u>等により<u>軽自動車税種別割</u>の滞納がないことを確認した後でなければ行わないものとする。 6-7～6-9(略) 6-10 継続検査 6-10-1 必要な書面 6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ①～⑥(略) ⑦ <u>軽自動車税（種別割）納税証明書、軽自動車税納税証明書</u>又は納付に係る領収書（税関係機関の確認印をもって代えることができる。） ただし、<u>軽自動車税種別割</u>を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行う場合を除く。 ⑧～⑩(略) 6-10-2(略) 6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付 軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は

保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は提出のあった自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを常設していない出張検査場において検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証の返付をする際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。軽自動車税の滞納がないことの確認は、軽自動車税を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行うことができる。

6-11～6-25(略)

第7章～第9章(略)

別表(略)

様式1～様式13(略)

附 則〔令和8年3月31日協会規程第9号〕

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税種別割を課されたことがある自動車についての6-6及び6-10の改正規定の適用については、「軽自動車税」とあるのは「令和七年度以前の年度分の軽自動車税種別割又は軽自動車税」とする。

保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は提出のあった自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを常設していない出張検査場において検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証の返付をする際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。軽自動車税種別割の滞納がないことの確認は、軽自動車税種別割を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行うことができる。

6-11～6-25(略)

第7章～第9章(略)

別表(略)

様式1～様式13(略)